

藤沢市中小企業信用保証料補助金交付要綱

制定 昭和 49 年 4 月 1 日

改正 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 市長は、市内中小企業の振興と経営の安定を図るため、資金を借り入れる際に神奈川県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に払い込んだ信用保証料（以下「保証料」という。）に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和 35 年藤沢市規則第 11 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助の対象者)

第 2 条 保証料の補助を受けられる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる、藤沢市中小企業融資要綱（昭和 48 年藤沢市要綱。以下「融資要綱」という。）に係る資金を利用した者で、本市に主たる事業所を有し、かつ、市税の滞納がなく必要な申告義務を怠っていない者とする。

- (1) 融資要綱第 11 条に規定する中小企業支援資金（同条第 2 号に規定する資金使途がウ、エの者を除く。）
- (2) 融資要綱第 12 条に規定する災害復旧資金
- (3) 融資要綱第 13 条に規定する景気対策特別資金（同条第 2 号に規定する資金使途がイの者を除く。）
- (4) 融資要綱第 14 条に規定する小規模企業緊急資金
- (5) 融資要綱第 15 条に規定する創業支援資金

(補助額)

第 3 条 保証料の補助額は、対象資金の借入に伴い、対象者が保証協会に支払った保証料とし、対象資金に応じて、次の基準により算出した額とする。

対象資金	補助率
中小企業支援資金	90%（上限 20 万円）
災害復旧資金	100%
景気対策特別資金	90%（上限 20 万円）
小規模企業緊急資金	90%（上限 20 万円）
創業支援資金	100%（上限 20 万円）

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとするものは、保証協会に保証料を払い込んだ後、信用保証料補助金交付申請書兼同意書（第 1 号様式）を市長に提出するものとする。

2 対象者が、保証料を払い込んでから 1 年以内に補助金の交付申請をしない場合は、補助金を受ける資格は消滅するものとする。

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、取扱金融機関の貸付及び保証料の払込みについて確認した後、審査のうえ、交付の可否を決定し、信用保証料補助金交付決定

通知書(第2号様式)又は信用保証料補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第6条 補助金は、各月ごとにとりまとめ、翌月末までに交付する。

(補助金の返還)

第7条 補助金の交付を受けた者が、次の各号に抵触したときは、補助金交付の決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全額、又は一部を返還させることがある。

- (1) 藤沢市中小企業融資要綱又は藤沢市中小企業信用保証料補助金交付要綱に違反したとき。
- (2) 保証料補助申請に誤りがあったとき。
- (3) 交付決定後6月以内に営業を取り止めたとき。
- (4) 繰り上げ償還をし、保証協会からの返戻保証料が生じたとき。
- (5) その他市長が不適当と認めたとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市中小企業信用保証料補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 平成20年12月1日から平成21年3月31日までの間に第2条第1号、第4号又は第6号に規定する資金の融資の申込みを行った者に係る第3条の規定の適用については、「20万円」とあるのは、「50万円」とする。(平成20年11月17日追加)
- 3 第2条第1号に規定する資金のうち「災害復旧資金」を利用した者に係る第3条の規定の適用については、「保証協会に払い込んだ保証料の80%の額とする。ただし、20万円を限度とする」とあるのは、「保証協会に払い込んだ保証料の全額とする」と読み替えるものとする。(平成23年5月13日追加、平成23年9月9日一部改正)

附 則(昭和56年3月31日)

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月31日)

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成4年9月30日)

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則(平成7年3月31日)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月31日)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成１３年３月３１日）

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附 則（平成１４年３月３１日）

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附 則（平成１５年３月３１日）

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則（平成１６年３月３１日）

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年３月３１日）

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年３月３１日）

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年３月３１日）

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年３月３１日）

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年１１月１７日）

この要綱は、平成２０年１２月１日から施行する。

附 則（平成２１年３月３１日）

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 1 第２条第１項第４号及び同項５号の規定については、平成２１年３月３１日までに融資の申込みが行われたものに限り適用する。
- 2 改正後の第３条の規定は、平成１７年４月１日以後に行われた融資の申込み（第２条第２項に係る融資については、保証協会における保証の承諾とする。以下この項について同じ。）に係る信用保証料について適用し、同日前に行われた融資の申込みについては、なお従前の例による。

（施行期日）

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年５月１３日）

この要綱は、平成２３年５月２３日から施行する。

附 則（平成２３年９月９日）

この要綱は、平成２３年９月９日から施行する。

附 則（平成２４年３月３１日）

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年３月３１日）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

（検討）

市長は、平成２７年３月３１日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成２８年３月３１日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

（検討）

- 2 市長は、平成３１年３月３１日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成２９年３月３１日）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月３１日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第２条及び第３条の規定は、平成３０年４月１日以降に行われた融資申込みに係る信用保証料について適用し、同日前に行われた融資の申込みについては、なお従前の例による。

附 則（令和２年３月３１日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第２条第２号の規定は、令和２年３月１９日以降に行われた融資申込みに係る信用保証料について適用する。

（経過措置）

- 3 改正前の第２条第３号及び第５号に規定する資金で令和２年３月３１日までに融資申込みが行われたものについては、なお従前の例による。

（検討）

- 4 市長は、令和５年３月３１日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和４年３月３１日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（検討）

- 2 市長は、令和７年３月３１日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和６年３月３１日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第4条第1項の規定に基づき、令和6年3月31日までに行われた融資申込みに係る信用保証料については、なお従前の例による。

(検討)

3 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。